

令和 6 年 12 月 23 日

中央環境審議会循環型社会部会
静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会
酒井 伸一 委員長 様

静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に関する意見書

一般社団法人全国清掃事業連合会
会長 三井 弘樹



I. 「資源循環の促進のための再資源化事業などの高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」(案)の 4 ページ 9 行目から 14 行目に、「廃棄物処分業者が提供可能な再生材の質・量を製造事業者等が把握できるよう、廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤を整備する。」と記されております。

これは再生材の需給バランスを保ちながら使用を拡大し、資源循環を持続的・安定的で高度なものとするために重要なことであると考えます。

そのためには、再生材の利用拡大と安定供給という観点からも、情報の提供は、再生材の提供側である廃棄物処理事業者等の静脈産業側だけではなく、まずは再生材を使う動脈産業側(サプライヤー、加工メーカーを含む)が、サプライチェーンを構築する上で、お互いの事業を進めるうえで必要不可欠なパートナーとして、再生材を使うことが必要不可欠時代に入るといった認識の下、どのような部品、もしくは製品に、どのような再生材を使用したいのか等の情報を共有していただくことが必要であると考えます。

その上で、コンパウンドメーカーを含む私たちのような材料供給事業者と、再生材を利用するすべての関係者とが、様々な情報を出し合い、ネットワーク化し、マッチングする仕組みを作り、それぞれの役割を全うする必要があると考えます。

来年改正予定の資源有効利用促進法など、環境省は関係省庁と連携して対応の強化をお願いしたいと思います。

II. 再資源化の実施状況の報告制度(公表)についてですが、廃棄物処理の現場で収集する使用済みプラスチックには、特定の製造工場から出てくる品質が一定し材質が明らかなもの、商品の棚卸しで排出された材質は多様でも品質は一定したもの、事業者等雑多な現場から排出された混載ごみのものや、塩素分を含む材質のもの等、様々な顔色を持つものが排出されます。

例えば、従来、埋立てや単純焼却で処分されていたものを、リサイクルした後に、循環的な利用が難しいものについては、資源循環の優先順位を前提として、石炭の代替品としてサーマルリカバリーすることには意義があると思います。

資源循環の優先順位に基づき、従来はサーマルリカバリーしかできなかったものの中から、再資源化が可能なものを可能な限り抜き出し、改めて、再資源化する仕組みは徹底していく必要があると考えます。マテリアルリサイクルが可能にも関わらず、サーマルリカバリーに利用され、本来優先されるべき循環的な利用が疎かになってきているのではないかと危惧をしております。メインとして再資源化を最大限実施した後に、サーマルリカバリーでサポートするようなベストミックスを考え、従来の埋め立てや単純焼却の比率

が多かった時代からどのように変化しているかというデータもきちんと評価していただきたいと考えます。

また、従来のサーマルリカバリーされていたものの中から、再資源化の比率を高めることによって、廃棄物収集・分別・処理のコストが上昇することが考えられます。

その際の価格転嫁を、排出者にご理解いただけるのか、私共としては非常に危惧するところであります。

リサイクラーや処分業者が上昇コストを負担することは非常に困難ですから、排出者が価格転嫁を受け入れていただくことが重要なポイントになることは明らかです。

排出者が競争原理から「共創原理」への移行していくためにも、今後、循環型社会、脱炭素社会を目指す上で必要不可欠な再資源化の高度化に寄与していくという、何らかのインセンティブが働く制度を検討していただきたいと思います。

Ⅲ.廃棄物処理施設の新設等時に関する論点について

処理施設新設等の一定の迅速化は理解できますが、環境への影響や、周辺環境との調和について、正確に調査及び審査した上で、慎重かつ丁寧に進めることが不可欠です。

「周辺環境との調和」の部分には、地域住民との関係も当然含まれるものと思いますが、私たちが施設の設置許可を取る場合は、事前協議の段階から自治会等に挨拶に行き、説明会を開き、様々な交渉や調整を重ね、時間と手間をかけ、許可取得に至った経緯があり、地域住民との関わりを具体的にどうするのか、という論点は非常に重要であると考えます。

迅速化に重点を置いて認定し、廃棄物処理法の関係法令のみならず、環境法令全般への遵守状況についての担保も当然必要であり、これまで各地域で行政と廃棄物処分業者が積み上げてきた環境保全への取り組みに対する信頼を棄損することないよう取り組み、仮にその認定施設において不適切な事案が発生した場合は、「リサイクル施設」そのものに対する信用を失うことになり、このことは本末転倒であります。

故に、このような結末にならない厳格な認定の仕方・基準をぜひともご検討お願いいたします。

以上